

# 鳥取県栄養関係功労者知事表彰要綱

## 1 趣旨

多年栄養改善及び食生活改善事業のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰することによって、その事業に携わる者の模範とし、もって栄養行政の一層の推進を図ろうとするものである。

## 2 表彰等の区分

区 分	推 薦 者	表 彰 の 対 象
地 区 組 織	鳥取市保健所長 総合事務所長 鳥取県食生活改善推進員連絡協議会長	原則 1 組織
栄養改善事業功労者	鳥取市保健所長 総合事務所長 鳥取県栄養士会長 鳥取県食生活改善推進員連絡協議会長	原則 2 名
調理業務功労者	鳥取市保健所長 総合事務所長 調理師団体の長	原則 1 名

## 3 推薦基準

推薦基準は、次の（１）から（３）までとする。ただし、栄養関係で全国表彰又は知事表彰を受けた者は、原則、除くものとする。

### （１）地区組織

地区住民の健康を保持増進するため、食生活改善を積極的に推進して、特に顕著な成果を上げており、かつ、他の模範とする組織であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 表彰年度の４月１日において、県を単位とする場合１０年、地区を単位とする場合１５年以上継続して地区の食生活改善運動を実施しているもの。

イ その他アに準ずるものとして、知事が表彰することが適当と認める業績又は行為があったもの。

### （２）栄養改善事業功労者

栄養士の免許を有する者又は食生活改善推進員等であって、栄養改善事業の普及向上、地区組織及び団体の発展向上、栄養行政に対する協力等に、特に顕著な功績があったと認められる者で、表彰年度の４月１日において、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 功績に係る従事年数が、県を単位とする場合１０年、地区を単位とする場合１５年以上で、年齢が５０歳以上であること。

イ その他アに準ずるものとして、知事が表彰することが適当と認める業績又は行為があったもの。

### （３）調理業務功労者

調理師の免許を有する者であって、常に第一線にあつて実際の調理業務に従事し、かつ、指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績があったと認められる者で、表彰年度の４月１日において、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

- ア 功績に係る従事年数が、県を単位とする場合10年、地区を単位とする場合15年以上で、年齢が50歳以上であること。
- イ その他アに準ずるものとして、知事が表彰することが適当と認める業績、又は行為があったもの。

#### 4 表彰者の推薦手続

各推薦者は表彰を受けることが適当と認められる地区組織及び功労者について、表彰推薦調書(様式第1号から様式第3号まで)及び履歴書を作成して、福祉保健部長が別に定める日までに推薦を行うものとする。

#### 5 表彰者の決定

各推薦者から推薦された表彰の対象者について、推薦書等を審査の上決定する。

#### 6 表彰の方法

表彰は、福祉保健部長が別に定める日に行い、被表彰者に表彰状及び副賞を授与する。

##### 附 則

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成20年8月28日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成21年8月17日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 鳥取県食育推進活動知事表彰要綱

～食のみやことっとり キラリと光る食育推進活動知事表彰～

(趣旨)

第1条 県内で行われている食育推進活動のうち、限られた人員や予算の中で創意工夫を凝らし、地域の特性を活かした活動に意欲的に取り組む団体等を表彰することにより、食育に携わる者に希望を与え、もって食育活動のさらなる推進と県民の食育意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる活動は、県内で積極的に実践されている食に関する活動で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在地がある団体等が実施するもの。
- (2) 2年以上の活動実績があり、今後も継続予定であるもの。
- (3) 活動の参加者が10名以上であるもの。
- (4) 「食のみやことっとり～食育プラン～」の重点目標である次のいずれかの実践に資する活動であること。

ア ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する

イ 食に対する感謝の心を養う

ウ 食の循環や環境を意識した活動を実践する

エ 豊かな食文化を継承する

オ 食に関する正しい知識を持つ

2 次の各号のいずれかに該当する活動は、表彰の対象としない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動、選挙活動を目的としたもの
- (4) 実施主体が暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体であるもの

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、福祉保健部長が別に定める日までに所在地を所管する鳥取市保健所長又は総合事務所長に推薦調書(様式第1号及び第2号)を提出するものとする(自薦又は他薦は問わない)。

2 鳥取市保健所長又は総合事務所長は、提出された推薦書類を審査の上、福祉保健部長に進達する。

3 市町村立の社会福祉施設及び教育機関が実施主体となる活動の推薦は、当該市町村長が推薦調書(様式第1号及び第2号)を提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 推薦があった候補者について、別表に定める委員で構成する選考委員会の意見を聴いて、知事が決定する。

- 2 選考基準は、次の各号のとおりとする。
  - ア 創意工夫（活動の手法に創意工夫がみられるか）
  - イ 独自性（話題性や独自性に富んだユニークな活動であるか）
  - ウ 効果性（参加者の食に対する意識の高揚が図れたか）
  - エ 実現性（他の地域でも実現可能か）
- 3 過去に同様の活動を功績として、関係する大臣の表彰又は県知事による表彰を受けた活動については、選考の対象としないこととする。
- 4 推薦があったもののうち、当該年度の表彰に該当しなかったものについては、次年度以降の再推薦を妨げない。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、福祉保健部長が別に定める日に、表彰状及び副賞を授与して行う。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、毎年度1回行うものとする。

（雑則）

第7条 被表彰者の活動を県のホームページ等を通じて県民及び食育関係者に広く情報提供するなど、本県における食育活動の推進に努めることとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月7日から施行する。

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	人数	選考委員
食育の有識者	3名程度	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議 「健康を支える食文化」専門会議の委員
県食育関係部 局長	4名	福祉保健部長（又は健康医療局長） 生活環境部長（又は部長が指名する職員） 農林水産部長（又は部長が指名する職員） 教育委員会教育長（又は教育長が指名する職員）